

第 27 回 8 都県少女サッカー大会

2014-10-24

(旧 関東少女サッカー大会)

実施要項

- 1 目的 関東地区における女子のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図り、広く女子サッカーの普及振興に寄与することを目的とし、12歳以下の全ての女子登録選手に参加する資格が与えられる大会として開催する。
- 2 名称 第27回8都県少女サッカー大会 (旧 関東少女サッカー大会 を継承する)
- 3 主催 8都県少女サッカー普及協議会
- 4 主管 第27回8都県少女サッカー大会実行委員会、8都県少女サッカー普及協議会
- 5 協賛 (株)モルテン (株)ユナイテッドフォトプレス、イデア工房 柏レイソル長生、JEFユナイテッド市原
他
- 6 期日 平成26年11月15日(土)、16日(日)
- 7 会場 千葉県白子町 金井総合グラウンド、白子町民サッカー場
住所：千葉県長生郡白子町中里4482
- 8 出場資格
 - (1) 出場チームは、(公財)日本サッカー協会に登録された単独チームを推奨する。単独で選手数が満たない場合
チームの合同、選手補充を認めるが、選抜チームの出場は認めない。
 - (2) 出場選手は、(公財)日本サッカー協会に登録された12歳以下の女子小学生であること。登録種別を問わない。
 - (3) 出場選手は、試合会場に登録選手証(写真付)を持参すること。持参しない選手は試合に出場できない。
- 9 参加チーム及びその数
 - (1) 参加チーム数は、8都県少女サッカー普及協議会に加盟する各都県サッカー普及協議会より推薦された16チームとする。
 - (2) 各都県の代表チーム数の配分は、東京3、栃木1、神奈川2、埼玉2、千葉3、茨城2、山梨1、群馬、
2
- 10 競技方法
 - (1) 16チームを4つのグループに分け、4チームによるリーグ戦を行う。次に各グループの1位～2位と3位～4位のブロックごとにトーナメント方式により、優勝以下全順位を決定する。
 - (2) リーグ戦の順位決定は、勝ち点(勝-3点、分-1点、負-0点)による。勝ち点で順位が決定しないときは、得失点差、総得点、当該チーム同士の対戦結果、抽選の順とする。
 - (3) トーナメント戦において、試合時間内に勝敗が決しないときは、ペナルティーキック方式により次への進出チームを決定する。
 - (4) 試合時間は初日予選：15-5-15、2日目トーナメント：20-5-20 とする。
- 11 競技規則
 - (1) 2012年3月27日付の(公財)日本サッカー協会制定の「8人制サッカー競技規則」により8人制を基本とする。
大会で使用する試合球は4号ボール(大会本部で用意)とする。
 - (2) 選手交代は、メンバー表にある最大限8人までの交代要員が、主審の許可を得ないで交代できる。なお、

交代選手としてベンチに退いた選手が、再び交代選手として試合に出場することもできる。

(3) 交代の回数に制限はないが、選手交代を繰り返すことが試合進行上の遅延行為とならないように配慮する。

(4) 本大会において退場を命じられた選手は、次の1試合に出場出来ず、それ以降の処置については大会の規律・フェアプレー委員会で決定する。

(5) 本大会期間中、警告を2回以上受けた者は、次の1試合に出場出来ない。

(6) ベンチに入ることができる要員は、メンバー表に記載されている選手、コーチングスタッフ3名まで及び保健要員1名とする。

(7) 試合中にベンチから戦術的指示ができる指導者は、指定された1名のみとする。

12 ユニフォーム

(1) ユニフォームには選手固有の番号をつける。

(2) (公財)日本サッカー協会のユニフォーム規定に準拠した正副2組のユニフォームを必ず携行すること。シャツ・ショーツ・ストッキングは正副全て別色でなければならない。ゴールキーパーも同様とする。

(3) ショーツにも背番号と同じ番号をつけることが望ましい。

13 審判 審判員は、出場チームの有資格者1名以上の帯同審判員により、主審と補助審の2名とし、大会実

行委の審判担当割当に従いその任に当たる。審判員は審判服を着用しIDカード(写真添付)を審判を行う前に大会本部に提出する。

14 天候による処置について

(1) 試合の停止、中止及び開始に関する決定は、当該試合の主審の判断によるものとする。ただし、これについて大会本部が助言できるものとする。

(2) 試合中の飲水は、選手の健康状態を考慮し、必要により飲水タイムをとる。

(3) 落雷の恐れが発生した場合の処置は下記のとおりとする。

〈初日：リーグ戦〉

① 試合開始前に、会場付近に落雷の恐れがあると判断できる雷鳴が聞こえた場合、当該試合の主審は試合開始を止め、落雷の恐れがなくなったと判断できるまで試合を開始させない。
また、試合開始予定時間から20分を過ぎてもこの恐れがなくなったと判断できない場合、当該試合は引き分けとし、スコアは0-0とする。

② 試合実施中に、会場付近に落雷の恐れがあると判断できる雷鳴が聞こえた場合、当該試合の主審は即試合を中断し、落雷の恐れがなくなったと判断できるまで試合を再開させない。
ただし、中断時間が20分を越えた場合の処置は次のとおりとする。
当該試合が前半15分ハーフを終えている場合は、試合が中断した時点でのスコアをもって試合成立とする。

当該試合が前半15分ハーフを終えていない場合は、当該試合は引き分けとし、スコアは0-0とする。

〈2日目：トーナメント戦〉

① 試合開始前に、会場付近に落雷の恐れがあると判断できる雷鳴が聞こえた場合、当該試合の主審は試合開始を止め、落雷の恐れがなくなったと判断できるまで試合を開始させない。
また、試合開始予定時間から20分を過ぎてもこの恐れがなくなったと判断できない場合、当該試合はスコアを0-0とし、コイントスにより勝敗を決する。

② 試合実施中に、会場付近に落雷の恐れがあると判断できる雷鳴が聞こえた場合、当該試合の主審は即試合を中断し、落雷の恐れがなくなったと判断できるまで試合を再開させない。
ただし、中断時間が20分を越えた場合の処置は次のとおりとする。
当該試合が前半20分ハーフを終えている場合は、試合が中断した時点でのスコアをもって試合成立とし、スコアが同点の場合はコイントスにより勝敗を決する。
当該試合が前半20分ハーフを終えていない場合は、当該試合はコイントスにより勝敗を決する。

15 傷害保険

本大会における傷病について大会本部は応急処置に協力するが、その後の処置については当該チームの責

任とする。出場選手については、チームの責任のもと必ずスポーツ安全保険等に加入していること。

16 試合組合せ

8 都県少女サッカー普及協議会にて、平成26年10月19日（日）に組合せ抽選を行う。

17 表彰

優勝、準優勝、第3位のチームに賞状と楯を授与する。

なお、優勝チームに対し8都県少女サッカー協議会杯を授与し、優勝チームは次回までこれを保持する。

18 監督代表者会議

(1) 平成26年11月15日（土）8時30分～、各会場本部にて行う。

(2) 各コートで行われる監督会議に出場チーム関係者が欠席した場合は、大会本部の措置に一任し、それ以降の処置については本大会の規律・フェアプレー委員会で決定する。

19 大会プログラム

出場各チームへの大会プログラムの無償配布は無しとし、出場各チームは、登録選手数分のプログラムを1部600円で購入するものとする。

20 大会参加経費 すべて出場チームの負担とする。

21 宿舎及び弁当の手配

宿舎及び弁当については、主管の大会実行委員会が依頼する地元旅館業組合が、出場チームからの申込を受けて手配を行う。

22 大会参加申込

(1) 参加申込書に必要事項を記入し、締切日までに 下記の手順で次の宛先へ送付する。

エントリーできる選手の数、1チーム16名を限度とする。

締め切り後の選手エントリーの変更は10月31日（金）までとし、それ以降の変更は認めない。

① E-mailで 参加申込を行う。平成26年10月20日（月） 必着

* 参加申込書・メンバー表・プログラム購入申込書・宿泊申込書・お弁当申込書・懇親会申込書
併せて、都県第1代表チームは都県大会の結果をメール送信する事。

《Emailの宛先》 大会事務局 山口和章

Email : hanasimakenniti@df7.so-net.ne.jp

③ プリントアウトした参加申込書と出場チーム代表印のある プライバシーポリシー承諾書を

平成26年10月24日（木） までに郵送

《郵送の宛先》 〒262-0005 千葉県千葉市花見川区こてはし台4-1 4-2 0

第27回8都県少女サッカー大会実行委員会 事務局 山口和章 宛

23 参加料

(1) 1チーム 35,000円 とする。

(2) 参加費は平成26年10月24日（木）までに下記銀行口座に振り込むこととし、振込み手数料は振り込

込

み人の負担とする。振込人名には、「県名+ チーム名」を入れること。

《振込先》 取扱銀行:京葉銀行(銀行コード0522)

支店名 :江戸川台支店(店番号261)

口座番号:(普通)8403881

口座名義:千葉県サッカー協会少女部会 朝倉 浩也

なお、振込時に 県名 と チーム名を明記してください。

(表記法: チバケン ○○○○FC)

24 その他

(1) 本大会競技委員会内に規律・フェアプレー委員会を組織する。

規律・フェアプレー委員会の構成員は、8都県少女サッカー普及協議会部会長、同 副部会長、同 事務局長、本大会審判委員長の計5名とし、委員長は8都県少女サッカー普及協議会部会長とする。

(2) 本大会規定に違反したとき、その他の不都合な行為のあったときは、規律・フェアプレー委員会で協

議

しそのチームの出場を停止することができる。

(3) 本大会要項に規定されていない事項については、大会競技委員会において協議し決定する。

以 上